

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、
 3. 当ホテルの客室空間の知的財産権は、BnA 株式会社及び客室を製作したアーティストに帰属します。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名及び連絡先（電話番号・E-mail 等）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の24時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) s s 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
- (8) 客室（喫煙可能場所以外の共用部を含む）でのたばこの喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、職業及び連絡先（電話番号・E-mail等）
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 1時間ごと2,000円

(2) 出発日 14 時以降は、室料金の全額

(利用規約の遵守)

第10条. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて客室内に常備している利用規約に従っていただきます。

2. 前項の利用規約は、施設によっては設置がない場合がございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(営業時間)

第11条. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各施設ごとに備付けのご案内、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロントサービス時間：8:00～12:00 まで ※24時間フロントスタッフは常駐しております

(2) 朝食サービス時間：7:30～10:30 まで ※施設によっては設置がない場合があります

(3) カフェサービス時間：10:00～18:00 まで ※施設によっては設置がない場合があります

(4) バー時間：18:00～26:00 まで ※施設によっては設置がない場合があります

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、火災保険および旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、20万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、20万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任) ※施設によっては駐車場施設がない場合がございます。

第17条. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条. 宿泊客の故意又は過失により、当ホテルの設備(家具、備品、展示物等を含む一切)の汚損その他一切の事由により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客の故意又は過失により、当ホテルの利用規約の違反があった場合、同規約に基づく清掃費、修繕費その他一切の損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 追加飲食(①に含まれるものを除く)
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税

<備考>

1. 上記の宿泊税、入湯税および消費税は、税法ならびに条例が改定された場合には、その改訂された規程によるものとします。
2. 宿泊税および入湯税については、各都道府県宿泊税条例および市町村入湯税条例に基づき課税されます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

不泊	当日	5日前	14日前
100%	100%	100%	50%

(注)

1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します
 2. %は基本宿泊料金に対する違約金です。
 3. 契約日数を短縮した場合は、その短縮日程に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- ※上記取消料は基本取消料となり、別途宿泊契約および特定 Web サイトなどの取消料規定が優先される場合があります。

【利用規約について】

各施設に設置、掲示の利用規約をご確認ください。

～利用規約～

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規約を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、この規約は、民法第548条の2第1項に定義される「定型約款」に該当するところ、宿泊契約及び同約款の一内容となりますことにご留意ください。

この規約をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室のご利用について

- (1) 客室の避難経路図は、客室入口のドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) ご在室中やご就寝の際は、必ず内鍵をおかけください。
- (3) 不審者の来訪に際しては、不用意に開扉なさらずにフロントにご連絡ください。
- (4) 当ホテル内での喫煙は、喫煙所を除きお断りします。
- (5) 客室内および廊下では、備え付け以外の暖房用炊事用等の火気、キャンドル等をご使用にならないでください。
- (6) ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
- (7) 客室の窓は非常時以外に開けないでください。
- (8) ホテルの許可なく客室を営業行為（撮影会・その他）等ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- (9) ホテルの許可なく客室内の備品を移動し、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。またホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- (10) ご訪問客とのご面会は1Fロビーでお願いします。
- (11) 長期の宿泊契約により賃借権、居住権等借地借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません。
- (12) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りします。
- (13) 申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求します。
- (14) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りします。
- (15) 染毛・漂白剤等の使用は固くお断りします。

2. お支払等について

- (1) お会計はご到着の際にフロントでお願いします。また、ご滞在中でも料金のご清算をお願いする場合があります。そのつどお支払いをお願いします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。
- (2) ご利用代金のお支払いは、クレジットカード及び当ホテルの認めたものとさせていただきます。

- (3) ご到着時にクレジットカードの確認をさせていただくか、お預り金を申し受けることがございますので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求します。
- (5) お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りします。
- (6) 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。

3. 貴重品、お預かり品について

- (1) ご滞在の有無に関わらず、フロントでは現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどはお預かりいたしません。万一上記場所において現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどの紛失、盗難等が発生した場合、あるいは変質が生じた場合には当ホテルではその責任を負わない場合がございます。
- (2) 当ホテルがお客様よりお預かりした物品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方にのみお渡しいたします。引換証を紛失、盗難等原因の如何を問わずおなくしになった結果生じた損害につきましては、責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等については責任を負いません。
- (3) お預かり物の保管期間は、特にご指定のない限り一週間とさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物は、お引き取りの意思がないものとして処理いたします。

4. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- (1) 動物、鳥等のペット類。
- (2) 火薬、揮発油、その他発火又は引火性の物。
- (3) 不潔なもの、悪臭を発するもの。
- (4) 法により所持を禁じられている銃砲、刀剣、覚せい剤の類。
- (5) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- (6) ゆかた、バスローブ、スリッパ等で客室外に出る事。
- (7) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等。
- (8) 他のお客さまに広告、宣伝物の配布、物品の販売を行う事。
- (9) 携帯電話のご利用について、適切でない場所での会話や大声での通話など、他のお客様に嫌悪感、迷惑を及ぼす行為。
- (10) 賭博、風紀や治安を乱すような行為、他のお客さまに迷惑をおよぼすような言動。
- (11) 廊下やロビー等の共用部に所持品を放置する事。

5. コンピューター通信について

当ホテルは、インターネット回線をご用意いたしております。

客室からのインターネット接続などのコンピューター通信のご利用にあたりましては、次の内容にご同意いただきます。コンピューター通信ご利用にあたり、必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する機器類の準備、接続および設定等については、お客様の自己責任にて行うものといたします。したがって、ご利用にあたっての当社スタッフによ

る助言についても、その判断はお客様の自己責任とし、当社は責任を負いません。

- (1) インターネット回線を利用したメールの送受信は、お客様のご契約先のプロバイダーによりご利用いただけない場合がございます。
- (2) 当ホテルからコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものいたします。コンピューター通信のご利用により、お客様に損害が生じた場合でも、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご利用のコンピューターにウィルス対策や不正アクセス対策等のセキュリティ対策を講じることをお勧めいたします。
- (3) コンピューター通信設備の管理にあたりましては留意しておりますが、やむを得ず、異常、故障又は障害が発生した場合は、当社は早急に復旧に努め、それ以上の責任を負わないものいたしますので、お客様のデータ、通信途絶による損害については十分にご注意ください。
- (4) コンピューター通信のご利用にあたりましては、以下の行為を禁止し、違反があった場合は利用の停止し、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。
 - ・ 第三者または当ホテルの知的財産権を侵害する行為。
 - ・ 第三者または当ホテルの財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - ・ 他の通信を妨げるような大量なデータ送受信等の使用行為および当ホテル又は第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為。
 - ・ 無断で第三者に広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - ・ コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
 - ・ 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者または当ホテルに不利益を与える行為。
 - ・ その他当ホテルが不適切と判断する行為。

6. 撮影について

- (1) 当ホテル発行の印刷物、及び公式サイト（SNS 含む）内の文書、写真、イラスト、デザイン等のコンテンツの無断使用、複製、転載、改変等はお断りいたします。また、ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがございますのでご注意ください。
- (2) 当ホテルの敷地内においては、当ホテルの許可無く営業目的で撮影・録音することは禁止しております。また、私的に撮影・録音したものであって当ホテルの許可の無く営業目的で使用することはおやめください。私的目的で公になさる場合でも、当ホテルより申し出があった場合は、速やかに取りやめてください。
- (3) 他のお客様がご迷惑やご不快に感じる撮影はおやめください。また、私的なものであっても、当ホテルの許可が無い撮影はご遠慮いただく場合がございます。

7. 規約の変更について

この規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当

の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更することがあります。本規約を変更する場合には、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を公式予約サイト及びホテル内への掲示により周知するものとします。